

公印省略

6 教総第 1 1 2 号
6 教教第 1 4 1 号
令和 6 年 4 月 1 0 日

本 庁 各 課 長 殿
各 出 先 機 関 の 長

福岡県教育委員会教育長

飲酒運転撲滅に関する宣誓について（通知）

飲酒運転撲滅に向けた取組については、「飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行に伴う飲酒運転撲滅対策の取組について（平成 24 年 3 月 28 日 23 教総第 2961 号・23 教教第 3722 号教育長通達）」を発出して実施しており、教育委員会においても飲酒運転撲滅に関する宣誓を行っているところです。

全ての職員が全体の奉仕者としての深い自覚を持ち、飲酒運転撲滅に対する強固な決意を新たにするため、今年度も飲酒運転撲滅に関する宣誓を行うこととしました。

貴職におかれましては、飲酒運転を行う職員を職場から絶対に出さないという強い決意のもとに、下記の取組を確実に実施するようお願いいたします。

記

1 宣誓を行う職員

所属の全職員（派遣職員、任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。）

※ 県の出先機関に派遣されている長期研修員については、研修先所属で宣誓させること。

※ 年度中途に転入・任用した職員にも、宣誓させること（同一年度内に同一所属で任用の更新等をした場合は、提出不要。同一年度内に異なる所属で任用した場合は、旧所属で提出した宣誓書の写しを新所属に提出することでも可。）。

2 手順

(1) 所属の全職員に、別紙 1「令和 6 年度宣誓書」及び別紙 2「飲酒運転撲滅に関する宣誓に当たって」を速やかに配布し、4 月 25 日（木）までに別紙 1 を貴職に提出させること。

(2) 宣誓の手順

・ 職員は、飲酒運転撲滅に向けて、別紙 2 を確認した上で自分が特に取り組む内容を具体的に、自筆（※）で記入し、署名を行う。

※ 自筆での記入が困難な職員については、パソコンで作成、印字すること。

・ 大切な人（家族、上司、同僚、友人等）に宣誓内容を確認してもらい、署名してもらうこと。

・ 宣誓書は写しを取り、原本を所属長に提出するとともに、写しを机上や個人ロッカーなどのよく目に触れる場所に掲示しておくこと。

・ なお、所属長等の管理職員は、初めて宣誓する職員に、別紙 2「飲酒運転撲滅

に関する宣誓に当たって」を使って、飲酒運転撲滅条例の趣旨やアルコールの影響等について説明すること。

(3) **宣誓書の保管**

宣誓書は各所属で翌年度末まで保管すること。

※ 宣誓書の人事担当課への提出は不要であること。

(4) **宣誓書の所属長への提出状況の報告**

宣誓書の提出状況を部共有フォルダにある別紙3「宣誓書の提出状況」に4月26日（金）までに入力すること。

（部共有フォルダ）

部共有>15 教育庁>①本庁>001 総務企画課>20250331 飲酒運転撲滅宣誓書

※ 上記の取組のほか、「飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行に伴う飲酒運転撲滅対策の取組について」（平成24年3月28日23教総第2961号・23教教第3722号教育長通達）及び「職場のアルコール対策について」（令和6年4月10日6教総第95号・6教教第142号教育長通知）に基づき、所属における飲酒運転撲滅対策及びアルコール対策を確実に実施するよう、改めて職員に対する指導をお願いします。

【問合せ先】

総務企画課人事係 TEL：092-643-3858

教職員課福利・職員係 TEL：092-643-3891

令和 6 年度宣誓書

私は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行するとともに、 <u>勤務時間の内外を問わず</u> 、自らを厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚して行動します。	本人チェック欄 ✓
私は、飲酒運転が人命を奪いかねない極めて危険で悪質な犯罪行為であることを十分に認識し、「 <u>飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない</u> 」と固く決意します。 (飲酒運転撲滅条例第 3 条第 1 項)	本人チェック欄 ✓

※ 確認後、右のチェック欄にチェックを記入すること

飲酒運転撲滅に率先して取り組むため、上記内容に加え、以下の事項について、具体的に取り組みます。

① 「飲酒運転を絶対しない」ための取組 ※飲酒をしない場合は、飲酒運転をしない旨の決意

- ・ アルコールチェッカーを所有し、公務外においても、運転前に必ずアルコール残量の数値確認を行います。
- ・ 次の日に運転する予定がある場合は、前日は、飲酒量はビールをジョッキ 1 杯までとし、夜 9 時以降は飲酒しません。

② 「飲酒運転をさせない、許さない」ための取組

- ・ 飲酒運転を行おうとする人や、飲酒運転を行った人を発見したときは、自ら警察へ通報します。
- ・ 飲酒の場にはやむを得ず車で来た人が居る場合は、誤って運転することのないように、必ず、公共交通機関や代行運転を利用することを確認してから解散します。

【確認】

飲酒運転撲滅条例に基づき、飲酒運転を行った場合は懲戒免職処分を含めて厳正に対処されます。 (飲酒運転撲滅条例第 1 4 条第 1 項)	本人チェック欄 ✓
--	--------------

令和 年 月 日
氏 名 福 岡 太 郎
<small>家族、同僚等の署名欄</small>
私は、上記の者が記載のとおり宣誓を行ったことを確認しました。 福 岡 花 子

飲酒運転撲滅のための所属長面談において、宣誓内容を確認

<small>所属長確認日</small>
5 / 1 2

確認した日付を記入。所属長以上の職にある職員については、所属長チェック不要。

自筆で記入してください。

家族や同僚等に宣誓内容を確認してもらいたい、署名してもらってください。

所属長は、飲酒運転撲滅の面談の際に、宣誓内容を確認してください。

飲酒運転撲滅に関する宣誓に当たって



内容

- 1 飲酒運転撲滅条例等
- 2 アルコールの影響
- 3 飲酒運転防止のポイント

道路交通法（飲酒運転の罰則）

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
免許取消し

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
免許取消し・免許停止

道路交通法（飲酒運転の罰則）

酒類提供 ・ 同乗 ・ 車両提供

懲役又は罰金



2. 飲酒運転撲滅条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

平成24年福岡県条例第1号(平成27年一部改正)

制定の背景 1

○海の中道における飲酒運転事故

平成18年8月25日、福岡市東区で飲酒運転の車に追突された車両が海に転落し3人の幼児が溺死

○粕屋町における飲酒運転事故

平成23年2月9日、糟屋郡粕屋町で飲酒運転の車に撥ねられた高校生2人が死亡

制定の背景 2

- 飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する社会的な認識の甘さ
- 飲酒運転による検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる者が多数存在
- アルコール依存症の者に対しては啓発の効果なし



検挙者の特性に応じた適切な予防措置を講じ、二度と飲酒運転を繰り返させないために、飲酒運転撲滅のための施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安心して暮らせる社会を実現すべく、議員提案により全国初の罰則付き条例が制定された。

条例の主な内容

県民の責務

1 車の運転に関するもの

アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車を運転してはならない。

2 家族や知人に関するもの

家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その防止に努めなければならない。

3 通報に関するもの

全ての県民は、飲酒運転を見かけた時は、警察官に通報しなければならない。

条例一部改正(令和2年6月19日施行)

飲酒運転の通報義務の拡充

全ての県民は、飲酒運転を現に行おうとし、又は飲酒運転を行った者があることを知ったときは、警察官に通報しなければならない。

※ 改正前は「警察官に通報するよう努めなければならない」と規定

「飲酒運転の疑いのある車を見かけた。」など



110番通報を！！

アルコールの処理にかかる時間



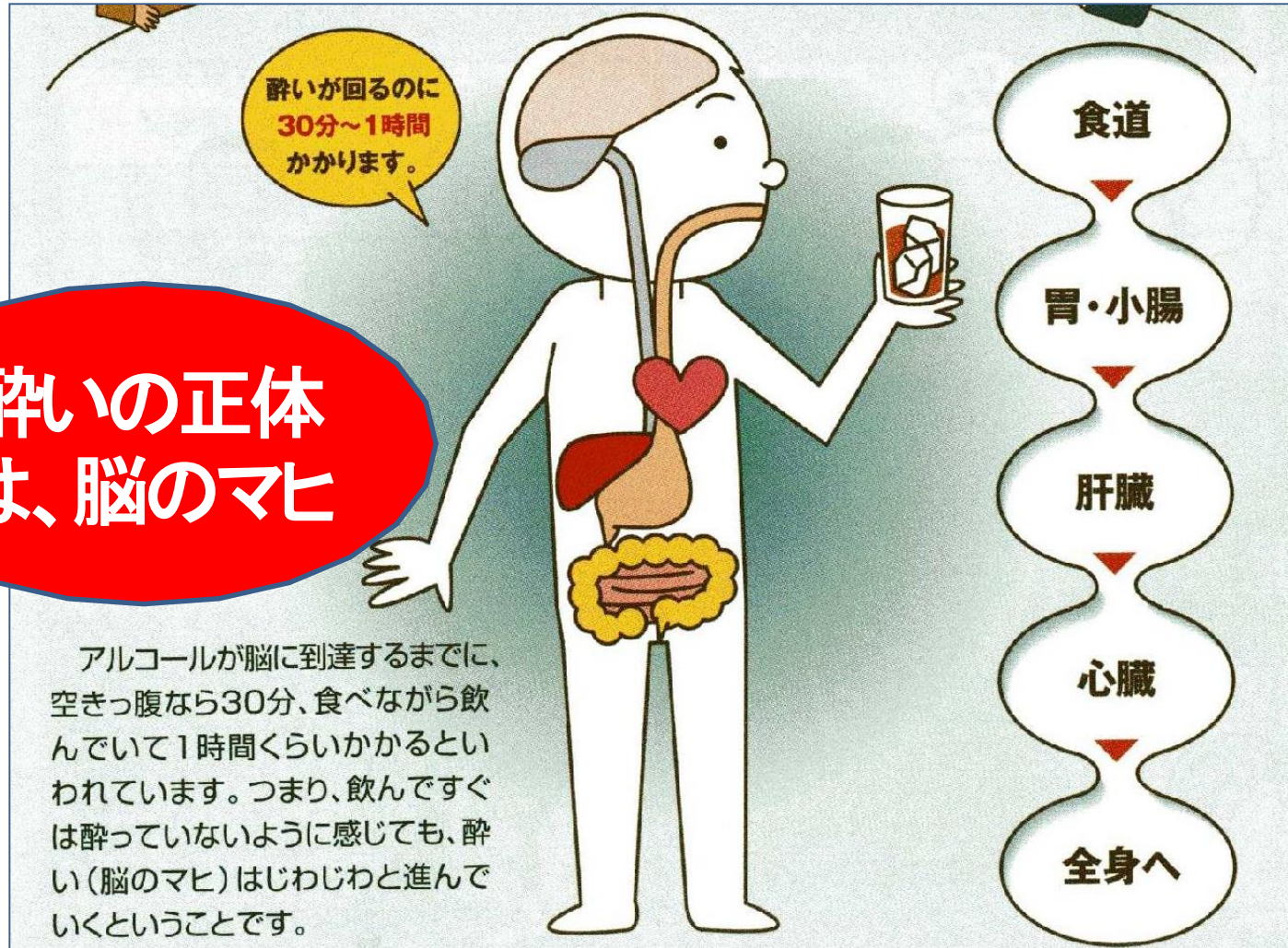
1単位＝純アルコール約20グラム

処理におよそ4時間



飲んだ日の翌日の運転

アルコールの与える影響



飲酒運転の危険性

お酒に強い・弱いに関係なくアルコールによる影響が!

脳への影響

情報処理
能力の低下

注意力の
低下

判断力の
低下

運転への影響

発見の遅れ

事故

反応の遅れ

操作の遅れ

死亡事故率 **8.7倍**

(平成22年中)

(飲酒なしと比較した場合)

アルコールと体質



アルコール依存症

- 1 耐性（脳がアルコールに慣れて鈍感に）
- 2 問題飲酒の兆候
- 3 コントロール不能
- 4 離脱症状



アルコール依存症の相談窓口

医療機関名	所在地	電話番号
新門司病院	北九州市門司区猿喰 6 1 5	093-481-1368
門司松ヶ江病院	北九州市門司区大字畑 3 5 5 番地	093-481-1281
松尾病院	北九州市小倉南区葛原高松一丁目 2 番 3 0 号	093-471-7721
八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中 3 丁目 12 番 12 号	093-691-3344
雁の巣病院	福岡市東区雁の巣 1 丁目 2 6 番 1 号	092-606-2861
うえむらメンタルサポート診療所	福岡市博多区綱場町 5 - 1 初瀬屋福岡ビル 6 F	092-260-3757
倉光病院	福岡市西区大字飯盛 6 6 4 番地 1	092-811-1821
三池病院	大牟田市大字三池 8 5 5 番地	0944-53-4852
堀川病院	久留米市西町 5 1 0 番地	0942-38-1200
第二病院	大牟田市下池町 2 9 番地	0944-52-8881
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町 1 7 3 0	0942-22-5311
のぞえの丘病院	久留米市上津町 2 5 4 3 番地 1	0942-22-3980
聖ルチア病院	久留米市津福本町 1012	0942-33-1581
一本松すずかけ病院	田川市大字夏吉 1 4 2 番地	0947-44-2150
大法山病院	田川市大字猪国 6 9 0 番地	0947-42-1929
筑水会病院	八女市吉田 1 1 9 1 番地	0943-23-5131
行橋記念病院	行橋市北泉 3 丁目 1 1 番 1 号	0930-25-2000
おおりん病院	大野城市中央 1 丁目 1 3 番 8 号	092-581-1445
回生病院	宗像市朝町 2 0 0 - 1	0940-33-3554
県立精神医療センター太宰府病院	太宰府市五条 3 - 8 - 1	092-922-3137

適正飲酒の10か条

- 1 談笑し 楽しく飲むのが基本です
- 2 食べながら 適量範囲でゆっくりと
- 3 強い酒 薄めて飲むのがオススメです
- 4 つくろうよ 週に二日は休肝日
- 5 やめようよ きりなく長い飲み続け
- 6 許さない 他人への無理強い・イッキ飲み
- 7 アルコール 薬と一緒に危険です
- 8 飲まないで 妊娠中と授乳期は
- 9 飲酒後の運動・入浴 要注意
- 10 肝臓など 定期検査を忘れずに

(社団法人アルコール健康医学協会)

飲酒運転の代償



飲酒運転による事故(画像:政府インターネットテレビより)

刑事罰
行政罰

社会的
制裁



経済的
制裁

別紙 2

飲酒運転撲滅に関する宣誓に当たって



内容

- 1 飲酒運転撲滅条例等
- 2 アルコールの影響
- 3 飲酒運転防止のポイント

No. 1

道路交通法(飲酒運転の罰則)

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
免許取消し

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
免許取消し・免許停止

No. 2

○車両を運転した者

酒酔い運転をした場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転をした場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【行政処分】

○酒酔い運転(アルコールの影響により車両等の正常な運転ができない状態)

基礎点数35点

免許取消し 欠格期間3年(※)

○酒気帯び運転

・呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満

基礎点数13点

免許停止期間90日(※)

・呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上

基礎点数25点

免許取消し 欠格期間2年(※)

(※)前歴及びその他の累積点数がない場合

(※)欠格期間とは、運転免許が取り消された場合、運転免許を受けることができない期間

道路交通法(飲酒運転の罰則)

酒類提供 ・ 同乗 ・ 車両提供
懲役又は罰金



No. 3

○車両を提供した者

(運転者が)酒酔い運転をした場合
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(運転者が)酒気帯び運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○酒類を提供した者、飲酒をすすめた者又は同乗した者

(運転者が)酒酔い運転をした場合
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が)酒気帯び運転をした場合
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

2. 飲酒運転撲滅条例

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例

平成24年福岡県条例第1号(平成27年一部改正)

制定の背景 1

○海の中道における飲酒運転事故

平成18年8月25日、福岡市東区で飲酒運転の車に追突された車両が海に転落し3人の幼児が溺死

○粕屋町における飲酒運転事故

平成23年2月9日、糟屋郡粕屋町で飲酒運転の車に撥ねられた高校生2人が死亡

No. 4

(条例制定の経緯)

○福岡県では、平成18年8月25日に、海の中道大橋で幼児3人が犠牲となる死亡事故が発生。この悲惨な事故を契機として、全国的に飲酒運転撲滅気運が高まり、発生件数は大幅に減少。

○しかし、その後増加に転じ、平成22年には全国ワーストワンとなる。

○さらに、平成23年2月9日に、粕屋町で高校生2人が犠牲となる大変痛ましい事故が発生。

○これらを背景に条例が制定

制定の背景 2

- 飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する社会的な認識の甘さ
- 飲酒運転による検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる者が多数存在
- アルコール依存症の者に対しては啓発の効果なし



検挙者の特性に応じた適切な予防措置を講じ、二度と飲酒運転を繰り返させないために、飲酒運転撲滅のための施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安心して暮らせる社会を実現すべく、議員提案により全国初の罰則付き条例が制定された。

条例の主な内容

県民の責務

1 車の運転に関するもの

アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車を運転してはならない。

2 家族や知人に関するもの

家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その防止に努めなければならない。

3 通報に関するもの

全ての県民は、飲酒運転を見かけた時は、警察官に通報しなければならない。

飲酒運転撲滅条例等

条例一部改正(令和2年6月19日施行)

飲酒運転の通報義務の拡充

全ての県民は、飲酒運転を現に行おうとし、又は飲酒運転を行った者があることを知ったときは、警察官に通報しなければならない。

※ 改正前は「警察官に通報するよう努めなければならない」と規定

「飲酒運転の疑いのある車を見かけた。」など

↓

110番通報を！！

No. 7

○ 改正前は「警察官に通報するよう努めなければならない」との規定であったが、令和2年6月19日の改正条例施行により

「全ての県民は、飲酒運転を現に行おうとし、又は飲酒運転を行った者があることを知ったときは、警察官に通報しなければならない。」と規定された。

○ 県や警察では県民に対して通報義務の周知を図っている。

アルコールの影響

アルコールの処理にかかる時間

 1単位 500ml ビール アルコール度 5%	 1単位 1合 180ml 日本酒 15%	 1単位 ダブル1杯 60ml ウイスキー 43%	 1単位 小グラス2杯 200ml ワイン 12%	 1単位 350ml チューハイ 7%	 1単位 コップ半分 100ml 焼酎 25%
---	---	---	---	---	---

1単位 = 純アルコール約20グラム

処理におよそ4時間

注意! 飲んだ日の翌日の運転

No. 8

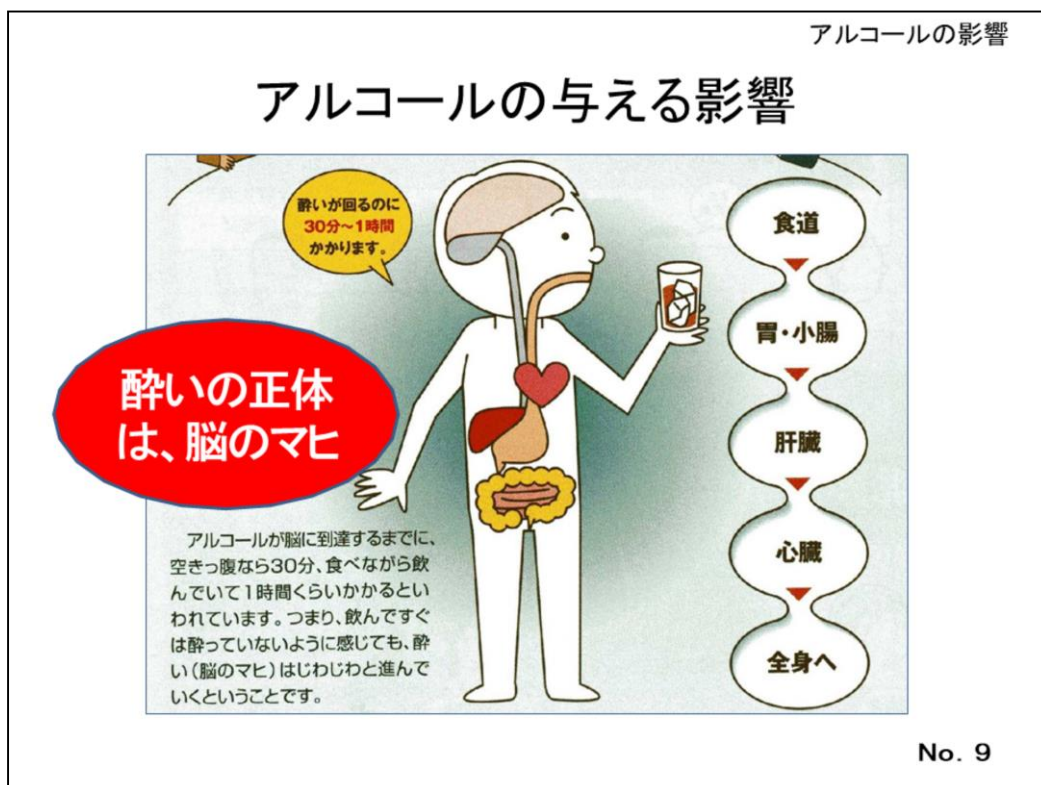
○ 1単位のアルコールを飲むと、体内での処理に飲み終わってからおよそ4時間必要。※アルコールの分解には、体質・体重・体調・飲み方など個人差・性別差有り。

○ アルコールは肝臓で分解されるため、汗をかいたりサウナに入っても分解が早まることはない。

○ 飲んだ翌日の運転

肝臓でのアルコールの処理は思いのほかゆっくり。3単位飲んだら、半日近くかかる。6単位以上飲んだとしたら、1日たっても脳は「ほろ酔い」状態の可能性あり。

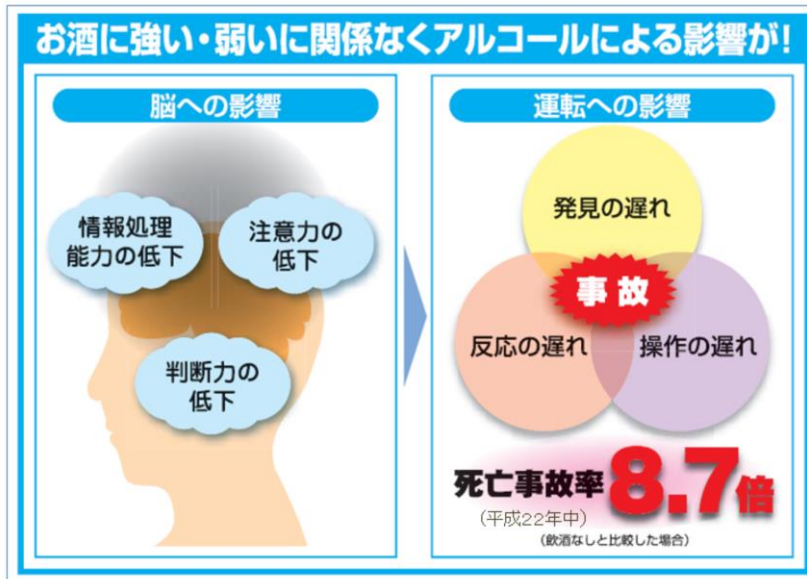
お酒はなかなか抜けない。二日酔い運転でも飲酒運転！



○ 肝臓で処理しきれないアルコールは、血管に入り、心臓に。心臓は血液を送り出すポンプであり、アルコールは鼓動と一緒に押し出されて全身を回り、脳に到達

脳には関所があり、害になるものはシャットアウトする仕組みになっているが、アルコールは水に溶ける性質があるため、関門を通り抜けて、脳の神経細胞をマヒ。

飲酒運転の危険性



No. 10

- 具体的には、気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする、車間距離の判断を誤る、危険を察知しブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなるなど、遵法意識が低下し交通ルールが守れなくなる。
 - 飲酒運転の死亡事故率(警察庁)
 - 飲酒なしの約8.7倍(平成24年中では9.6倍)
 - 飲酒運転による交通事故が死亡事故につながる危険性は極めて高い。
- ※ 死亡事故率＝死亡事故件数÷交通事故件数×100

アルコールと体質



No. 11

○アルコールは、肝臓で分解される過程で、アセトアルデヒドという物質に変わる。顔面紅潮・動悸・頭痛・吐き気など、悪酔いの元凶。猛毒で発ガン性も指摘

○アセトアルデヒドを分解する主要な酵素がALDH2。その働きで体質が決定『ぜんぜん飲めない族』

酵素の働きが非常に悪く、一口で真っ赤になる。遺伝体質であり訓練しても飲めるようにならない。このタイプの人には絶対、飲酒を勧めない。

『ホントは飲めない族』

酵素が多少は働くため、赤くなりながらも無理して飲んでいると、それなりに飲む量は増える。アセトアルデヒドの害を受けやすく、消化器ガンのリスクが高い。

1単位より少なめの飲酒を心がける。

『飲みすぎ注意の危ない族』

酵素の働きが良く、処理が早いため、気持ちのよい酔いが味わえる。飲みすぎて、アルコールの害を受けやすい体質。飲みすぎて生活習慣病になることが多く、アルコール依存症の9割以上がこのタイプ。

習慣的に飲むなら1日1単位まで。

アルコール依存症

- 1 耐性(脳がアルコールに慣れて鈍感に)
- 2 問題飲酒の兆候
- 3 コントロール不能
- 4 離脱症状



No. 12

- ① 習慣的に飲酒していると、アルコールへの耐性ができ、少量では物足りなくなる。酒に強くなる＝「脳がアルコールに慣れて鈍感になった」もの。
 - ② 酒量が徐々に増え、前夜の酒が朝まで残るような事態にも。健康診断でγ-GTPが高いと指摘され、飲んでいたときの記憶が途切れるブラックアウト、社会的な不始末を起こす。
 - ③ 理由をつけては飲むようになり、飲酒がコントロールできない状態になる。
 - ④ アルコールが体を抜けていくときに「汗をかく」「悪寒がする」「イライラして集中できない」などの不快な症状が出る。飲酒すると治るため、迎え酒につながる。このような状態が依存症。
- 依存症は、習慣飲酒者なら誰でもなる可能性がある病気。徐々に進行していくため本人は気づかない。重要なのは早めの予防、そして早期発見・治療・回復へのサポート→相談窓口の利用

アルコール依存症の相談窓口

医療機関名	所在地	電話番号
新門司病院	北九州市門司区猿嶺615	093-481-1368
門司松ヶ江病院	北九州市門司区大字畑355番地	093-481-1281
松尾病院	北九州市小倉南区葛原高松一丁目2番30号	093-471-7721
八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中3丁目12番12号	093-691-3344
藤の果病院	福岡市東区藤の果1丁目2番1号	092-606-2861
うえむらメンタルサポート診療所	福岡市博多区綱場町5-1初瀬屋福岡ビル6F	092-260-3757
金光病院	福岡市西区大字飯盛664番地1	092-811-1821
二池病院	大牟田市大字二池855番地	0944-53-4852
堀川病院	久留米市高町510番地	0942-38-1200
第二病院	大牟田市下池町20番地	0944-52-8881
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730	0942-22-5311
のぞえの丘病院	久留米市上津町2543番地1	0942-22-3980
聖ルチア病院	久留米市津福本町1012	0942-33-1581
一本松すずかけ病院	田川市大字夏吉142番地	0947-44-2150
大法山病院	田川市大字埴園690番地	0947-42-1929
筑水金病院	八女市吉田1191番地	0943-23-5131
行橋記念病院	行橋市北泉3丁目11番1号	0930-25-2000
おおりん病院	大野城市中央1丁目13番8号	092-581-1445
国生病院	宗像市朝町200-1	0940-33-3554
県立精神医療センター太宰府病院	太宰府市五采3-8-1	092-922-3137

No. 13

適正飲酒の10か条

- 1 談笑し 楽しく飲むのが基本です
- 2 食べながら 適量範囲でゆっくりと
- 3 強い酒 薄めて飲むのがオススメです
- 4 つくろうよ 週に二日は休肝日
- 5 やめようよ きりなく長い飲み続け
- 6 許さない 他人への無理強い・イッキ飲み
- 7 アルコール 薬と一緒に危険です
- 8 飲まないで 妊娠中と授乳期は
- 9 飲酒後の運動・入浴 要注意
- 10 肝臓など 定期検査を忘れずに

(社団法人アルコール健康医学協会)

No. 14

飲酒運転防止のポイント

飲酒運転の代償



飲酒運転による事故(画像:政府インターネットテレビより)



No. 15

(刑事罰・行政罰)

- ・ 刑法、道路交通法等により、罰金や懲役刑が科せられます。
- ・ 運転免許が取り消され、欠格期間中は運転ができなくなります。

(社会的制裁)

- ・ 懲戒免職になれば、再就職が困難になります。
- ・ 実名報道により、自宅に住みづらくなり、転居を余儀なくされます。
- ・ 子どもが学校に通いづらくなったり、家族の信用を失うなどにより、別居や離婚に発展することになります。
- ・ インターネット上に個人情報掲載され続けます。

(経済的制裁)

- ・ 懲戒免職になれば、収入源である職を失うとともに、退職金も失われます。
- ・ 収入が無くなれば、自宅や自家用車を手放したり、子どもの進学を断念することになります。
- ・ 被害者から、治療費や慰謝料、示談金などが請求されます。

宣誓書の提出状況					
(※長期休務中の職員等も作成すること)					
	入力日	提出枚数			備考欄
		対象職員	未提出者	提出数	
〇〇事務所	R6. 4. 26	50	2	48	病休及び育休中の職員に対しては郵送の上、返送依頼中。
総務企画課				0	
財務課				0	
教職員課				0	
施設課				0	
文化財保護課				0	
高校教育課				0	
義務教育課				0	
特別支援教育課				0	
人権	<p>部共有フォルダにあるエクセルデータに直接入力してください。</p> <p>部共有 > 15 教育庁 > ①本庁 > 001 総務企画課 > 20250331 飲酒運転撲滅宣誓書</p>				
体育					
社会教					
福岡教					
北九州					
北筑					
南筑					
筑豊					
京築教育事務所					
教育センター					
体育研究所				0	
美術館				0	
図書館				0	
社会教育総合センター				0	
英彦山青年の家				0	
玄海の家				0	
九州歴史資料館				0	
青豊高				0	
築上西高				0	
育徳館高				0	
苅田工業高				0	
京都高				0	
行橋高				0	